

第2章 計画の基本的事項

1. 計画策定の目的

宜野湾市域から排出される温室効果ガスを削減するため、市民・事業所・行政の各主体がそれぞれの役割に応じた取り組みを総合的にかつ計画的に推進することを目的とします。

2. 計画の位置づけ

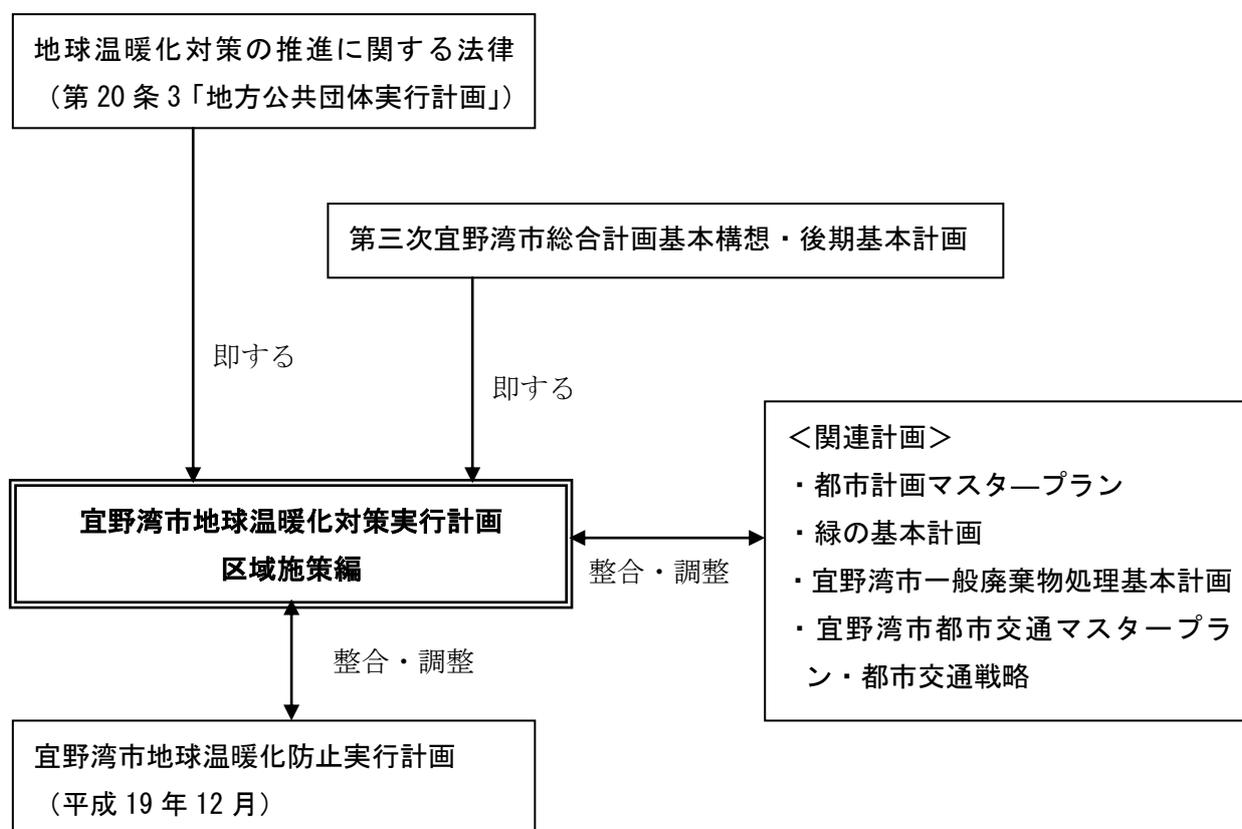
本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条3の規定に基づき策定します。

計画の策定にあたっては、「第三次宜野湾市総合計画基本構想・後期基本計画」を具体的に行動に移す計画とします。

この他、「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」、「宜野湾市一般廃棄物処理基本計画」等の関連計画や庁舎の温室効果ガス削減を推進している「宜野湾市地球温暖化防止実行計画」との整合・調整を図ります。

本計画は地球温暖化対策の総合計画として位置づけます。

図表 2-1 本計画の位置づけ



3. 計画期間

計画期間は、国が掲げる目標や県の計画期間を勘案し、2012（平成 24）年度から 2020（平成 32）年度の 9 年間で計画期間とします。また、国内外の動向や社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。

また、地球温暖化の問題は長期的な視点が必要であることから、2050（平成 62）年度を展望し取り組みます。

○計画期間：2012～2020 年度（平成 24～32 年度）
○長期：2050 年度（平成 62 年度）

計画の基準年は、県計画との整合性を果たせるため 2000（平成 12）年度とします。

○基準年度：2000 年度（平成 12 年度）
○現況年度：2008 年度（平成 20 年度）

4. 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた 6 種類のガスがありますが、本計画においては二酸化炭素を削減対象とします。

図表 2-2 対象とする温室効果ガスの特徴

温室効果ガス	地球温暖化係数※	性質	排出の原因	
二酸化炭素 CO ₂	1	代表的な温室効果ガス	石油や石炭などの化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等に伴って排出されます。	
メタン CH ₄	約20	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える	廃棄物の焼却処理、下水汚泥の消化処理、牛などの家畜ふん尿、自動車排出ガス、水田などから排出されます。	
一酸化二窒素 N ₂ O	約300	窒素酸化物で最も安定した物質。他の窒素酸化物のような有害性はない	ごみや汚泥の焼却処理、各種燃焼設備、自動車排出ガス、家畜のふん尿、窒素肥料の施肥などから排出されます。	
オゾン層を破壊しないフロンガス類	HFC（ハイドロフルオロカーボン類）	数千から1万程度	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒などから排出されます。
	PFC（パーフルオロカーボン類）	数千から1万程度	水素がなく、炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス	半導体製造工程や電子部品精密洗浄時に排出されます。
	SF ₆ （六フッ化硫黄）	2万以上	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス	主に電力絶縁ガスとして電源設備などから排出されます。

※各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果を、二酸化炭素を 1 としたときの他のガスの強さを表したものの